

〔輸送・通信等関係〕

災害時用臨時ヘリポート一覧

ヘリポート名	所在地	管理者	電話番号	幅 × 長さ	備考
市立市民球場	和気町四丁目5 1	教育委員会 生涯学習推進室	0725 45 0525	106 × 107m	
光明池緑地 運動広場	光明台三丁目36 1	〃	0725 56 2400	160 × 98m	
陸上自衛隊 信太山演習場	小野町他	陸上自衛隊 信太山駐屯地 司令	0725 41 0090		

災害時用臨時ヘリポートの選定基準

- 1 地盤は、堅固な平坦地のこと。(コンクリート、芝生が最適)
- 2 地面斜度6度以内のこと。
- 3 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積が確保できること。

〔必要最小限度の地積〕

大型ヘリコプター …… 100m四方の地積

中型ヘリコプター …… 50m四方の地積

小型ヘリコプター …… 30m四方の地積

- 4 二方向以上から離着陸が可能であること。
- 5 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
- 6 車両等の進入路があること。
- 7 林野火災における空中消火基地の場合
水利、水源に近いこと。
複数の駐機が可能なこと。
補給基地が設けられること。
気流が安定していること。

なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること。

- 1 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。
これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策(例：発煙筒)をとること。
- 2 着陸点にはHを表示すること。
- 3 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。

非常通信経路

和泉市 総務部 総務課 総務防災係	A	1.1K	和泉警察署 (警備課警備係)	府警本部 (通信指令室)	隣	府庁 (危機管理室)
	B	1.8K	市消防本部 (通信指令室)	大阪市消防局 (指令室)		府庁 (危機管理室)
	C	0.7K	JR和泉府中駅 (駅長室)	JR京橋駅 (駅長室)	1.4K	府庁 (危機管理室)

総合信頼度「A級」とは、経路全体を通じ、全基準項目についてA級基準に該当する。

” 「B級」とは、経路中に、いずれかの基準項目についてB級基準のものが含まれる。

記号

————— 無線区間 ~~~~~ 有線区間

----- 使送区間

市保有車種別台数内訳

車種	台数
軽貨物	57台
軽乗用	6台
原付	10台
小型貨物	22台
小型乗用	9台
軽トラック	5台
普通貨物	3台(2tダンプ3台)
普通乗合	2台
普通乗用	7台
普通特殊	4台(内 パッカー車4t1台、自動車文庫1台、身障者用リフト付2台)
総計	125台(内 2tダンプ3台、パッカー車4t1台、自動車文庫1台、身障者用リフト付2台)

緊急通行車両事前届出書及び届出済証、緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章

1 緊急通行車両確認事前届出書

(表)

緊急通行車両事前届出書		() 第 号
大阪府公安委員会 殿		年 月 日
申請者住 所 (電 話) 氏 名		
行政機関等の名称等	1 指定行政機関	2 指定地方行政機関
	3 地方公共団体(執行機関を含む)	4 指定公共機関
業務の内容	5 指定地方公共機関 名称()	
	1 警報の発令	2 消防等の応急措置
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	3 救難救助等	4 救難救助等
	4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧
	6 保健衛生	7 社会秩序の維持
	8 緊急通行の確保	9 災害の防御等
10 その他()		
大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域	有	無
	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他の都道府県()	
車両の使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
番号票に表示されている番号		
出 発 地		

注：この届出書を2通作成し、申請にかかる車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署(指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の所在地を管轄する警察署)に提出すること。

2 緊急通行車両事前届出済証

(裏)

() 第 号
年 月 日
緊急通行車両事前届出済証
大阪府公安委員会
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続きを受けること。 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続きができない場合には、他の警察署等で手続きを受けること。 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続きを受けること。 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 当該車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

3 緊急通行車両確認申請書

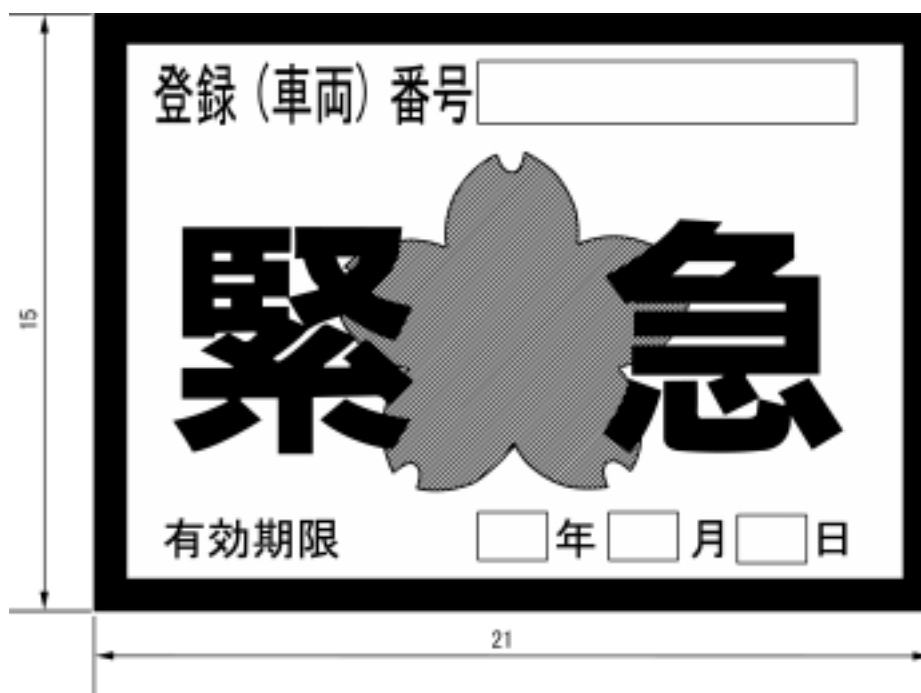
緊急通行車両確認申請書		年 月 日
大阪府知事 殿 大阪府公安委員会		申請者住 所 (電 話) 氏 名
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む） 5 指定地方公共機関 名称（ ）	2 指定地方行政機関 4 指定公共機関
業務の内容	1 警報の発令 4 児童等の教育 7 社会秩序の維持 10 その他（ ）	2 消防等の応急措置 5 施設等の応急復旧 8 緊急通行の確保
番号票に表示されている番号	3 救難救助等 6 保健衛生 9 災害の防御等	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
車両の使用者	住 所 () 局 番	
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出 発 地 目 的 地	
備 考		

4 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		大 阪 府 知 事 大阪府公安委員会
番号欄に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所 () 局 番	
	氏 名	
通行日時		
通行経路		
備 考		

備 考 用紙は、日本工業規格A5とする。

5 緊急通行車両標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。